

平成30年11月30日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 質問1（回答者の属性）

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

（回答）

- ・ 「財務諸表作成者」の立場から回答する。

##### 質問2（金融商品会計基準の改正の意義（7項））

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させる事）について、ご意見があればお寄せください。

（回答）

- ・ 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、幅広く利害関係者の意見を集約する機会となるため、それが会計基準の高品質化につながるものと考えられる。また、国際的な会計基準との整合性を図ることは、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上することにつながるものと考えられる。
- ・ なお、国際的な会計基準の開発段階等において寄せられたコメントも踏まえ

て、会計基準の変更によって得られる便益とそれによって発生する実務上のコストを慎重に分析のうえ、基準開発の要否を検討していくことが必要である。便益とコストの比較を確りで行うことは、関係者の理解を促すことにもつながるため、十分な検討をお願いしたい。

- ・ 特に、会計基準の改正は、上場企業のみならず非上場企業まで影響することに加え、個別財務諸表が税制と密接な関係にあり税務にも影響しうること、さらには分配可能額算出の観点から会社法とも密接な関係にあることも視野に入れたうえで、慎重な検討が必要である。
- ・ また、金融商品は多くの企業が保有するものであり、会計基準が改正された場合、ビジネスモデルや投資戦略、リスク管理手法、システム改修等の大きな変化が伴う可能性があることから、欧米において新基準の適用後に判明したメリット・デメリットに関する情報も取り込みながら、わが国の実務実態に即した基準開発が必要との理解である。
- ・ 仮に、便益がコストを上回り、国際的な会計基準と整合した会計処理を導入する場合であっても、実務上の混乱を出来る限り緩和するため、当面の取扱いや経過措置を認めることが必要となる場合がある。また、実務にばらつきが生じないように、統一的かつ具体的な事例・処理等を示す等の十分な配慮をお願いしたい。

### 質問3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第8項から第11項））

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置いています。この3つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

（回答）

- ・ 「金融資産の減損」については、IFRSおよび米国会計基準の双方で予想信用損失モデルが導入されていることを踏まえ、検討の優先度はより高いと考えられる。
- ・ 「金融商品の分類及び測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討することが考えられる。
- ・ 「ヘッジ会計」については、IASBにおける「動的リスク管理」に係るプロジェクトの結論を見極めたうえで、「金融商品の分類及び測定」および「金融資産の減損」の後に検討を行うべきである。

（理由等）

- ・ 「金融資産の減損」については、金融危機後の会計基準の見直しにおいて、

予想信用損失モデルの導入が国際的な潮流となっており、日本基準の国際的な整合性を図る観点から、開発の優先順位は高いと考えられる。加えて、銀行の資産の大宗を占める貸出金の評価に関連することからも、優先的に検討のうえ、十分な時間をかけて議論を行っていただきたい。

- ・ 「金融資産の減損」の検討に当たっては、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融商品の分類及び測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討する必要がある。なお、「金融商品の分類及び測定」については、幅広く実務への影響が生じると考えられることを踏まえ、慎重に検討いただきたい。
- ・ 「ヘッジ会計」については、すべての分野を同時に検討することは困難であると考えられることに加え、IASBにおいて「動的リスク管理」（マクロヘッジ）に係るプロジェクトが進行中であり、小口多数の債権を保有する銀行にとってはマクロヘッジが不可欠であることから、当該プロジェクトの結論を見極めたうえで、「金融商品の分類及び測定」および「金融資産の減損」開発後に検討を行うべきである。

#### 質問4（その他の関連する事項（第13項から第15項））

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的にIFRSと整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があるか。

#### <(1) 優先的にIFRSと整合性を図るか、米国会計基準も検討対象とするか>

(回答)

- ・ 他の会計基準同様、まずはIFRSとの整合性を図りつつ、IFRSと米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にして検討すべきである。

(理由等)

- ・ IFRS任意適用企業が増加傾向にある中、IFRS任意適用企業と日本基準適用企

業との比較可能性の向上や日本基準での個別財務諸表からIFRSでの連結財務諸表の作成に係る負荷の軽減といった観点から、まずはIFRSとの整合性を図るべきである。

- ・ 一方で、IFRSと米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にどちらがわが国の実態をより適切に表すかといった観点での検討も必要と考えられる。

## <(2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度>

(回答)

- ・ 国際的な会計基準との整合性を図る程度については、その目的が財務諸表の比較可能性の向上にあることから、基本的にはそのまま取り入れることを出発点として検討することが原則と考えられる。
- ・ ただし、可能な範囲でわが国固有の事情を反映させるような配慮や非上場企業等への配慮をお願いしたい。また、実務上の簡便法を規定するなど、円滑な導入を図るための工夫についても検討いただきたい。
- ・ この点、わが国固有の事情を反映させることにつき、「収益認識に関する会計基準」とは状況が異なるものとする。

(理由等)

- ・ 本件検討は、国際的な整合性を図り、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることを目的の一つとしていることから、基本的には国際的な会計基準をそのまま取り入れることが原則と考えられる。
- ・ 一方で、国際的な会計基準をすべてそのまま取り入れるとすると、邦銀の実務の変更が必要となる可能性もあることから、会計基準の変更に伴う企業の対応をスムーズに実施するために、可能な範囲でわが国固有の事情を考慮することも必要である。加えて、非上場企業のように、特に国際的な比較可能性が大きな論点とはならない企業に対しても、上場企業等と同等の基準を求めることについては、慎重な検討が必要である。
- ・ また、国際的な会計基準の考え方をすべて取り入れた場合には十分なデータ整備やシステム整備等の対応が困難な場合が想定されることから、現行の日本基準に類する処理を継続できるような実務上の簡便法を規定することも有用と考えられる。
- ・ この点、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」は、IFRS第15号の定めを基本的にすべて取り入れるかたちで開発されているが、その理由は①国際的な比較可能性の確保が重要なものと考えられること、②IFRS第15号は部分的に採用することが困難であると考えられることであったとされる。①については、収益認識に関する会計基準ではIFRSや米国会計基準において文言レベルで概ね同一の基準が公表されていることや、わが国において

収益認識に関する包括的な会計基準が存在していなかった点で金融商品会計基準とは異なる。また、②についても、金融商品会計基準は個別論点毎の検討が可能であることから、論点毎に国際的な会計基準との整合性やわが国における適用上の課題を考慮しつつ検討することが望ましいため、収益認識に関する会計基準の開発とは状況が異なると考える。

### ＜(3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定めるか＞

(回答)

- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表は、同一の会計処理とすべきである。ただし、個別財務諸表は、税制や会社法と密接な関係にあることから、実務対応に困難をきたすことのないように慎重な検討が必要である。

(理由等)

- ・ 連結財務諸表と個別財務諸表で会計処理が異なる場合には、連結決算の作成負担が増加することや、リスク管理および自己資本比率規制等の規制対応に関する二重管理やシステムの複雑化につながることを懸念されるため、連結財務諸表と個別財務諸表は同一の会計処理とすべきである。
- ・ ただし、個別財務諸表について、税制や会社法と密接な関係にあり税務にも影響しうる点を勘案し、多くの申告調整や調整計算が発生して実務対応に困難をきたすことのないよう、税務当局等、規制当局との調整等を「収益認識に関する会計基準」同様に実施していただきたい。

#### 質問5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第18項）を含む。））

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS及び米国会計基準について識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮にIFRS第9号又は米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野において記載した11項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）について、他にコメントはあるか。

(4) 11項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類（例えば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

## 【I. 金融商品の分類及び測定】

### <項目1 金融資産の分類>

#### 〔契約キャッシュ・フロー要件について〕

(回答)

- ・ IFRSにおいては、事業モデル要件および契約キャッシュ・フロー要件にもとづき、金融資産の分類および測定を行うこととなるが、特に契約キャッシュ・フロー要件については、要件判定のための新たな業務フローやシステム対応、リスク管理体制の構築等、多大なコストがかかることが想定されることから、当該コストが便益を上回るか慎重な分析・検討が必要である。

(理由等)

- ・ 契約キャッシュ・フロー要件の判定に当たっては、新たなデータを確保することに加え、要件判定を業務フローに組み込み、新たに時価評価が必要になった金融資産に係るシステム対応やリスク管理体制の構築が必要になる等、多大なコストがかかる可能性がある。
- ・ 米国会計基準においては、現行の日本基準と同様に、保有目的区分による分類および測定を定めている中、IFRSにおける事業モデル要件および契約キャッシュ・フロー要件にもとづく分類および測定について、コストを上回る便益があるか、慎重な検討が必要である。
- ・ 仮にIFRSの考え方をそのまま取り入れる場合でも、現行の日本の実務とは大きく異なる可能性があるため、実務にばらつきが生じないように、統一的かつ具体的な事例・処理を示すなどの手当ても検討いただきたい。

#### 〔非上場株式について〕

(回答)

- ・ 非上場株式やファンド投資等の資本性金融商品を一律FVPLとした場合、客観性や実現可能性の乏しい利益が計上されてしまうおそれがあることから、取得原価にて測定すべきである。

(理由等)

- ・ 株式の評価方法は、純資産価額法、DCF法、類似業種比較法等、多様な評価

方法が存在しており、単一の評価方法がないことに加え、非上場株式やファンド等については市場で容易に売却できないことから、含み損益を損益(PL)計上するとした場合、客観性や実現可能性の乏しい損益が計上され、財務諸表全体の信頼性を損ねてしまうおそれがある。そのため、事業投資としての固定資産(土地)の評価と同様に、取得原価にて測定するべきである。

- ・ また、政策保有株式という日本特有の実務が存在している中で、国際的な会計基準の考え方を導入することについては、慎重な分析・検討をお願いしたい。なお、検討に当たっては、米国会計基準においては、公正価値が容易に測定できない場合、取得原価から減損損失を控除し、同一発行体の類似投資の観察可能な価格変動を加味して測定するといった取得原価をベースとした処理方法も認められていることも考慮すべきである。
- ・ 仮に、国際的な会計基準との整合性の観点から、非上場株式等を時価評価する場合は、作成者におけるコスト負担を軽減し、利用者の理解を補うべく、具体的な評価方法等を示していただきたい。

#### 〔OCIオプションのリサイクリングについて〕

(回答)

- ・ IFRSにおいては、資本性金融商品にOCIオプションを適用した場合、OCIのリサイクリングが認められていないが、ノンリサイクリング処理はわが国における会計基準に係る基本的な考え方との相違が大きいことから、リサイクリングするべきである。

(理由等)

- ・ ノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させ、わが国における会計基準に係る基本的な考え方との相違が大きい。わが国としての考え方は、会計基準の高品質化を目指すに当たっても堅持すべきであることから、リサイクリングするべきである。

#### 〔OCIオプションの適用範囲について〕

(回答)

- ・ 現行の日本基準においてその他有価証券に該当する、ETFを含む投資信託受益証券(以下「投信」という。)について、OCIオプションの適用対象とすべきである。

(理由等)

- ・ IFRS第9号においては、売買目的保有ではない資本性金融商品への投資に対してOCIオプションの適用を認めているが、投信については、IAS第32号において負債性金融商品に該当することから、OCIオプションの適用対象外とな

り、FVPLでの処理が求められる。

- ・ また、米国会計基準においても、FVPLでの処理が求められている。
- ・ 一方で、株式投信については、邦銀は投信の形式で株式を間接的に保有しており、短期的な売却を目的としているものではないにもかかわらず、毎期の公正価値の変動が企業の業績を示す当期純利益に影響を及ぼすと、企業の経済的な実態が適切に財務諸表に反映されない懸念があることに加え、会計基準の変更により、投信の保有が困難となり売却が進んだ場合には、株価に対しての低下圧力となることで、わが国の株式市場に与える影響も極めて大きいと考えられる。
- ・ そのため、投信については、OCIオプションの適用対象とすべきである。

## <項目1：金融資産の分類、項目2：金融負債の分類>

### 〔組込デリバティブについて〕

(回答)

- ・ 組込デリバティブについては、リスク管理との平仄や実体経済への影響等を踏まえて一律一体処理とするのではなく、区分処理を容認すべきである。

(理由等)

- ・ 金融資産については、IFRSと米国会計基準で取扱いが異なることに加え、別に管理している場合は区分処理を容認する現行の日本基準の取扱いの方が、リスク管理との平仄が図られ、より実務に近い会計処理と考えられる。また、例えばデリバティブ内在貸出の場合、主契約である貸出については資金運用を目的としているため償却原価法を適用する一方で、組込デリバティブについては、公正価値の変動リスクを適切にコントロールするという観点から公正価値評価を適用する方が、経済実態をより適切に表現した会計処理となる可能性があると考えられる。仮に、国際的な会計基準との整合性を勘案し、IFRSに合わせて金融資産を一律一体処理とし、一部のデリバティブ内在貸出が一体でFVPLに分類された場合、貸出金を時価評価する必要があることから、当該コストを上回る便益があるかについては慎重な分析・検討をお願いしたい。区分処理を許容しない場合には、帳簿価額から貸倒引当金相当額を控除した金額を公正価値とする等の簡便法を明示することも考えられる。
- ・ 金融負債についても、リスク管理との整合性の観点のほか、例えばデリバティブ組込型預金の場合、主契約である預金については資金調達を目的としているため償却原価法を適用する一方で、組込デリバティブについては、公正価値の変動リスクを適切にコントロールするという観点から公正価値評価を適用する方が、経済実態をより適切に表現した会計処理となると考えられる。
- ・ なお、組込デリバティブについて、管理上の実態にもとづく区分処理が容認



されない場合には、リスク管理方法の変更のみならず、そもそも一部の複合金融商品の組成・販売が困難になる可能性がある点も考慮いただきたい。

#### <項目4：償却原価>

(回答)

- ・ 個別の債権ごとに手数料を紐づけて、キャッシュ・フロー計算を行うには、多大なシステム開発が必要となることから、重要性に応じた対応が容認されることを基準上明確にしつつ、相当程度の準備期間を設けていただきたい。
- ・ また、期待キャッシュ・フローの見積りに当たり、考慮することとなる当該金融商品の契約条件や実効金利の計算の対象となる手数料の範囲について、判断が容易となるように一定の目線を示していただきたい。

(理由等)

- ・ 実効金利計算に含まれるべき手数料やコストを個別債権ごとに紐づけるようデータ蓄積やシステム構築が必要となり、多大なシステム開発が必要となることから、重要性に応じた対応が容認されることを基準上明確にしつつ、相当程度の準備期間を設けていただきたい。
- ・ また、実効金利の対象とすべき手数料の範囲や見積り事項については、同業種間でも適用範囲等が異なる場合、比較可能性が損なわれるおそれがあることから、一定程度の目安や具体的な例示が必要である。

## 【Ⅱ．金融資産の減損】

#### <項目6：予想信用損失の認識、項目7：予想信用損失の測定>

##### 〔債権単位での相対的アプローチでの引当金の算定について〕

(回答)

- ・ IFRSにおける債権単位での相対的アプローチによる引当金の算定について、わが国の与信実務における影響や欧米との環境の違いなどを踏まえ、現行の債務者単位での与信管理をベースとしつつ、国際的な会計基準とも整合的な対応を可能とする余地を残すなどの配慮をお願いしたい。
- ・ なお、検討に当たっては、欧州の銀行における引当水準の適切性や与信行動の変化等を十分に研究すべきである。
- ・ また、負債性有価証券の減損においては、帳簿価額と時価との差額を損失とする簡便法や、高格付の債券は減損の認識・測定を不要とするなどの例外規定を認めるべきである。

(理由等)

- ・ 現行の邦銀実務においては、自己査定結果を踏まえた債務者単位の引当金算定が定着しており、引当金を債権単位に算定するためには、債権単位の保全

割付ロジックの構築や実行当初の格付データの保持といったシステム改修が必要となる。

- ・ 仮に債権単位で信用リスクを測定する必要が生じた場合、引当金の計測手法が大きく変わることによって、銀行の与信行動に影響を与える可能性があるほか、同一債務者でも、引当金の算定方法が変わることがあることから、現場が混乱し、場合によっては、顧客との交渉に悪影響を及ぼす可能性がある。また、リスク管理・業績管理にも債務者ごとの引当金を利用されており、行内運営にも多大な影響を与える可能性がある。
- ・ 加えて、日本においては、欧米ほど債権の流通市場が発達しておらず、個々の債権単位での与信管理に適した環境も十分とは言えない。
- ・ そのため、わが国の与信実務における影響や環境の違い等に留意し、現行の債務者単位での与信管理をベースとしつつ、国際的な会計基準とも整合的な対応を可能とする余地を残すなどの配慮をお願いしたい。
- ・ また、償却原価やFVOCIで測定する負債性有価証券については、実務上のコストを勘案して例外規定等を容認いただきたい。

#### 〔将来予想情報の反映について〕

(回答)

- ・ 予想信用損失会計のコンセプトに大きな違和感はないものの、実務においては、欧米の銀行における引当金の変動や将来予測情報の反映状況を開示等を十分に研究のうえ、日本基準に導入する場合の実務上のガイダンスを示していただきたい。

(理由等)

- ・ 予想信用損失会計は、将来予想される信用損失を早期に取り込むコンセプトに大きな違和感はなく、銀行の信用リスク管理の高度化にも資するものと考えられる。
- ・ 一方、IFRSにおいては将来予測情報に関して、「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」としか記載がなく、具体的な反映方法が不明瞭となっていることから、適用に当たっては、合理的で裏付け可能な将来予測情報の策定や将来予測情報の倒産確率等への反映等、減損の測定方法につき、実務上のガイダンスを示していただきたい。

#### 〔ステージ判定および損失見積期間の計測を踏まえた引当金算定について〕

(回答)

- ・ IFRSにおけるステージ判定およびそれに対応する損失見積期間の計測を踏まえた引当金の算定に関しては、欧州の銀行における引当水準の適切性や与信行動の変化等を十分に研究のうえ、検討を行うべきである。

- ・ また、ステージ判定や損失見積期間の計測を行うに当たっての一定の目線を示していただきたい。

(理由等)

- ・ ステージ判定を踏まえた引当金の算定に当たっては、それが銀行の与信行動に影響を与える可能性があることから、引当水準の適切性や与信行動の変化等、先行する欧州の銀行の状況も踏まえた検討が必要である。
- ・ 損失見積期間の計測に当たっても、IFRSにおける「全期間」(企業が信用リスクに晒される最長の契約期間)を計測するための方法論や実務フローの検討が必要となる。
- ・ 実務上のばらつきを抑えるためにも、ステージ判定や損失見積期間の計測につき、実務上の一定の目線を示していただきたい。

#### 〔業績管理やリスク管理との対応関係について〕

(回答)

- ・ 引当金算定に関する方法論を変更することは、業績管理やリスク管理にも影響を及ぼす可能性がある点に考慮して検討いただきたい。

(理由等)

- ・ IFRSのステージ2および3においては、すべての対象金融資産について、その認識時に契約期間にわたる予想信用損失を一括して認識するため、その後の期間における損益計算書上、信用リスクの対価である利息収入との対応関係が希薄になる。適正な期間損益の算出の観点で、このような会計処理を受け入れることが可能であるかを検討する必要がある。
- ・ また、IFRSにおいては、予想信用損失の測定方法と決算日現在の信用リスクの評価(債務者区分、内部格付等)の関連性が希薄になるため、与信管理(与信方針(プライシングを含む。)、ポートフォリオ管理等)において、予想信用損失の測定金額をどのように位置づけて、使用するかの検討が必要である。

### 【Ⅲ. ヘッジ会計】

#### <項目8：ヘッジ会計の種類と会計処理>

##### 〔包括ヘッジ会計について〕

(回答)

- ・ 邦銀においては現行の日本基準における包括ヘッジ会計(業種別ヘッジ会計)がヘッジ運営の実務に深く浸透しており、日本のリスク管理の実態を適切に表現できる基準とするよう、IFRSにおける一般ヘッジの枠組みでどの程度現行の実務が対応可能か詳細な検討が必要である。

(理由等)

- ・ 邦銀においては日本基準における包括ヘッジ会計（業種別ヘッジ会計（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号・25号））がヘッジ運営の実務に深く浸透している一方で、IFRSにおいては、「動的リスク管理」（マクロヘッジ）の会計処理については検討を行うリサーチ・プロジェクトの段階であることから、整合性を図る場合、IFRSにおける一般ヘッジで対応することが想定される。
- ・ その場合、IFRSのヘッジ要件を満たすために、一部現状のオペレーション変更の可能性があることに加え、非有効部分の測定方法の検討や損益(PL)のボラティリティの増加に対する新たなリスク管理態勢の構築が必要になる。
- ・ 従って、ヘッジ会計の導入の検討に当たっては、実務対応可能性について、慎重な検討を行っていただきたい。

#### 〔金利スワップの特例処理・為替予約の振当処理について〕

(回答)

- ・ 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理の例外規定を継続すべきである。

(理由等)

- ・ 金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理については、リスクマネジメントの実態を反映しており、財務諸表上有用な情報提供となると考えられるほか、金融機関・非金融機関双方において深く浸透しており、当該処理の撤廃はデリバティブ市場の縮小に繋がる可能性がある。また、デリバティブの時価算定等、リスク管理態勢やシステム構築、決算プロセスの変更等の影響は甚大であると予想されることから、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理を継続的に認め、実務上の混乱を出来る限り緩和すべきである。

#### <項目11：ヘッジ会計の適格要件>

(回答)

- ・ 非有効部分については測定方法の検討や損益(PL)のボラティリティの増加に対する新たなリスク管理態勢の構築が必要となる可能性があり、慎重な分析・判断をお願いしたい。

(理由等)

- ・ 非有効部分についてはベースリスク、期限前償還リスク等の影響を測定・認識する必要があり、リスク管理態勢やシステム構築、決算プロセスの変更等の検討が必要になる可能性がある。本来の目的であるデリバティブを活用したリスクヘッジが困難となり、デリバティブ市場の縮小に繋がることとな

いように慎重な検討をお願いしたい。

- ・ なお、米国会計基準では非有効の概念を廃止していることも含めて検討すべきである。

### <その他>

(回答)

- ・ 内部取引について、ヘッジ手段の指定が可能であることを基準上明記すべきである。
- ・ LIBORの提示が継続する限りにおいてはSub-LIBOR取引について、リスク要素に分解してヘッジ対象に指定可能と明記すべきである。

(理由等)

- ・ 内部取引が最終的に同一条件で対外取引につながられているようなケースは、ヘッジ会計の適用が可能と考えられることから、実務上の混乱を避けるべく、内部取引についてもヘッジ手段の指定が可能であることを基準上明確にしていきたい。
- ・ Sub-LIBOR取引について、リスク要素に分解してヘッジ対象に指定することができない場合、新たなリスク管理態勢やシステム構築等の整備が必要となり、影響が広がる可能性があるため、基準上も上記取扱いについて明確にしておく必要があるものと思われる。

### 質問6 (開示)

「別紙 IFRS及び米国会計基準について識別している適用上の課題」の「IV. 開示 (表示及び注記事項)」では、IFRSに定められている表示及び注記事項を示しています。

表示及び注記事項は、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えていますが、現時点でご意見があればお寄せください。

(回答)

- ・ 開示については、会計処理確定後に検討すべき事項であるが、有用性が認められるものだけを開示することが、社会的コストの観点からも望ましい。
- ・ 開示項目の中でも、重要性に応じて記載の省略が可能である点につき、基準上も明確にしていきたい。

### 質問7 (その他)

その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する

取組みに関して、ご意見があればお寄せください。

### <適用時期について>

(回答)

- ・ 国際的な会計基準との整合性を図る場合には、各論点に対する方法論の検討および実務フローの導入（関連するシステム開発および内部統制構築を含む。）に多大な時間を要すると想定されるため、相当程度の準備期間を確保したうえで、強制適用時期を設定すべきである。
- ・ また、IFRS任意適用企業の状況や開示の見直しが行われると想定されることを考えれば、早期適用の時期についても柔軟な対応が必要である。例えば、米国会計基準においては改正により、開示の削除と追加が同時に行われた場合、開示の削除のみ早期適用できるという事例も存在することも考慮して検討いただきたい。
- ・ また、基準の開発過程において、銀行業界においては、本件による財務影響が大きいことに加え、与信方針（プライシングを含む）、ポートフォリオ管理、資本規制（ストレステストを含む）、市場リスク管理方針、投資戦略（ポジション再構築を含む）、既存取引の会計処理変更に伴う顧客とのリレーション、税制との調整等、財務報告以外の領域にも重大な影響を及ぼすため、開発に際しては、銀行業界および規制当局と十分な対話を行っていただき、わが国において広くコンセンサスが得られるよう検討いただきたい。
- ・ さらに、企業側の予見可能性を高めるため、今後のスケジュール感等については早期に示していただきたい。

### <ガイダンスの提供について>

(回答)

- ・ 国際的な会計基準はいわゆる「原則主義」にもとづいて作成されているため、国際的な会計基準との整合性を図る場合は、会計基準への理解や財務諸表の比較可能性を促進するべく、可能な範囲で、実務上のガイダンス等を併せて開発検討することが考えられる。
- ・ 特に、金融商品会計基準については、実務上一定程度のルールは必要不可欠という理解であり、会計基準または実務上のガイダンスという形で実務上の取扱いを示す必要があるものと考えられる。

以上